

### 1 ガイドラインの構成について

- 「総則」、「設置者・管理者向けガイドライン」、「児童発達支援管理責任者向けガイドライン」、「従業者向けガイドライン」という構成について、どう考えるか
- 各役割別ガイドラインの大項目について、(1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上、(2) 子どもや保護者に対する説明責任、(3) 緊急時の対応と法令遵守等という構成にすることについてどう考えるか

#### 〈構成員の主な意見〉

- ・ 本ガイドラインの構成は、対象者で構成分けを行っているが、保育所保育指針等他のガイドラインのように、内容項目で構成すべきでないか

### 2 総則について

- 本ガイドラインの趣旨について、どう考えるか。
  - ・ 本ガイドラインは、放課後等デイサービスを実施するに当たって必要な基本的事項を示すものであり、各事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえ、各事業所の実情に応じて創意工夫を図り、事業所の機能及びサービスの質の向上に努めなければならない
  - ・ 本ガイドラインは、放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されることを想定しており、各事業所は、本ガイドラインに沿って実施した自己評価の結果を公表するよう努めなければならない

#### 〈構成員の主な意見〉

- ・ 子どもの健全育成と社会参加という視点でこの事業が位置づけられる旨を趣旨にいれるべき
- ・ 本来ならば第三者評価が入れば良いと思うが、せめて自己評価及びユーザー評価の公表を入れるべき
- ・ 自己評価は必要なことではあるが、放課後等デイサービスについては小規模の事業所も多いので、結果として現場に事務的な負担が増えるような形にはすべきではない
- ・ ガイドラインは、事業所の創意工夫を尊重しながらも、最低限やってもらいたいことを書いてあるもの。運営マニュアル的になってしまい、事業所はマニュアルに沿ってやっていれば良いという内容になってはいけない
- ・ 総則については文章表現を早めに出して、固めながら進めないブレが生じるのではないか

## ○ 放課後等デイサービスの基本的役割について、どう考えるか

### （現時点での案）

- ・ 放課後等デイサービスは、児童福祉法第六条の二第四項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するものとして規定されている
- ・ 放課後等デイサービスは、支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通して発達支援を行うことにより、子ども本人の最善の利益の保障と健全な育成を図るものである
- ・ 放課後等デイサービスは、子どもの地域社会への参加・包容を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する観点から、放課後児童クラブ等の一般施策を補完する「後方支援」として位置づけられるものであり、放課後等デイサービス事業所においてもこのことを意識することが望まれる

### 〈構成員の主な意見〉

- ・ 学校と異なる時間や空間、人、体験があるが、自閉症の子どもが多い場合、空間や人が変わると適応できないことがあるのではないか
- ・ 3つ目の「子どもの地域社会の参加・包容を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する観点」を強く打ち出していくべき
- ・ 後方支援という位置づけは、主体となる柱に対して側面からの対応も含めて後方支援するということで、年齢に応じて社会参加すべき資源がある場合にはそこをまず活用することを前提に整理すべき
- ・ 後方支援について柔らかい表現を使わずにしっかり踏み込んで書くべき
- ・ 明らかに放課後等デイサービスを使わなくてもいいお子さんが来た場合、事業所側も別の資源を勧める姿勢が必要である
- ・ 放課後等デイサービスは、コンサルテーション機能を持つ保育所等訪問支援を必須としていないため、後方支援という言葉を強調しすぎない方がよい

○ 「放課後等デイサービスを提供するに際しての基本的姿勢」について、どのような内容を盛り込むべきか

（考えられる例）

- ・ 発達の基盤の形成（自発性、自己肯定感、自尊心、人に対する信頼感、協調性、責任感）
- ・ 自己理解の促進
- ・ 所属感の獲得、交友関係の形成
- ・ 二次障害の予防と対応
- ・ 家庭教育の補完的支援（基本的な生活習慣や生活リズム形成の支援）
- ・ 学校教育の補完的支援（障害特性に応じた学習支援）
- ・ 発達段階に応じた遊びの提供
- ・ 将来の就労等自立に向けた準備
- ・ ソーシャルスキルの習得
- ・ 趣味や嗜好の拡大と確立
- ・ 地域との交流

〈構成員の主な意見〉

- ・ 事業内容を具体的に入れるべき。放課後等デイサービスの行政説明スライドで使用されている4類型（①自立した日常生活を営むために必要な訓練、②創作的活動、作業活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供）を使うのがわかりやすい
- ・ 子どもの学童期、思春期といった発達時期の発達課題はどのようなもので、そもそもどういった活動を支えていくべきかという視点を総則に織り込むべき

### 3 設置者・管理者向けガイドラインについて

- (1)～(3)の大項目における各小項目の構成についてどう考えるか  
(項目に漏れがないか / ガイドラインを利用する視点から、読みやすい並び方となっているか)
- 各小項目において、具体的にどのような内容を盛り込んでいくべきか

#### 〈構成員の主な意見〉

- ・ 「職員の配置・配慮」という項目を設け、子どもたちの実状にあわせて、職員の適切な配置を行うことを書くべき
- ・ 説明責任と設備の部分で、手話や筆談でコミュニケーションをとる等、情報アクセスの保障について入れるべき
- ・ 学校との連携で、特に学校から事業所への受け渡しの部分について記すべき
- ・ 地域の中の放課後等デイサービス事業所同士の連携も大事
- ・ 事業所内研修、スーパービジョンの体制を整えることが設置者の責任
- ・ 職員の研修体制整備についてはもう少し項目を増やしたほうがよい。例えば、①理念、②コンプライアンス、③支援の基本を含めたものとし、事業所内外で研修したり、事業所に書籍を用意したりすることが考えられる
- ・ 職員のチームワーキングについても入れるべき
- ・ 児童虐待の項目には、施設内虐待防止と家庭内虐待への対応について書くべき
- ・ 不透明な部分もあるという意見があるため、利用料金についても書くべき
- ・ 障害種別及び小学校、中学校、高校生と書き分けていけば、多様で複雑な構造のガイドラインになるのではないか

### 4 児童発達支援管理責任者向けガイドラインについて

- (1)～(3)の各大項目における各小項目の構成についてどう考えるか  
(項目に漏れがないか / ガイドラインを利用する視点から、読みやすい並び方となっているか)
- 各小項目において、具体的にどのような内容を盛り込んでいくべきか
- 各小項目において盛り込むべき事項を検討するに際しては、以下の視点が重要と考えられるがどうか
  - ・ 障害特性に応じて、特に留意すべきことがないかどうか
  - ・ 年齢や発達段階に応じて、特に留意すべきことがないかどうか

## 5 従業者向けガイドラインについて

- (1)～(3)の各大項目における各小項目の構成についてどう考えるか  
(項目に漏れがないか / ガイドラインを利用する視点から、読みやすい並び方となっているか)
- 各小項目において、具体的にどのような内容を盛り込んでいくべきか
- 各小項目において盛り込むべき事項を検討するに際しては、以下の視点が重要と考えられるかどうか
  - ・ 障害特性に応じて、特に留意すべきことがないかどうか
  - ・ 年齢や発達段階に応じて、特に留意すべきことがないかどうか

## 6 家族支援について

- 家族支援について、具体的にどのような内容を盛り込むべきか  
(例)
  - ・ 適切な関係機関へのつなぎ
  - ・ 保護者の困惑や将来の不安について保護者の気持ちを受け止め、適切な助言等行う
  - ・ きょうだいや祖父母等の家族も楽しめ、交流を図れる行事等を実施する
- 保護者の就労支援についてどう考えるべきか

## 7 その他

- 上記の他に、重要な論点が漏れていないか
  - ・ 保護者向けにガイドラインを抜粋して、ガイドラインを読みこなすための手引きを作ったらどうか
  - ・ 最終段階で簡易なチェックリストのようなものを作成すべき